

北海道告示第10031号

次の組合は、その所在が不明であって、行政手続法第15条第1項及び第2項の規定による解散の命令に係る聴聞の通知（以下「聴聞通知」とする。）を送達することができないので、行政手続法第15条第3項の規定により掲示します。

聴聞通知は、釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に保管してあるので来庁の上、その交付を受けてください。

令和7年1月16日

北海道知事 鈴木直道

記

- |                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| 1 名                       | 称 | 標津遊漁船協同組合  |
| 2 住                       | 所 | 北海道標津郡標津町南1条西1丁目1番2号   |
| 3 代 表 者                   | 名 | 代表理事 清野 祐治   |
| 4 聴聞の期日及び場所               |   | 令和7年2月7日 14時00分<br>釧路市浦見2丁目2番54<br>釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課内      |
| 5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 |   | 釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課<br>住 所 釧路市浦見2丁目2番54<br>電話番号 0154-43-9181 |